

「中部地方整備局生産性革命本部」の設置について（案）

1. 設置の趣旨

我が国の人口減少時代を迎える中、経済成長の実現に向け、関係部局の緊密な連携の下に、生産性革命に資する国土交通省の施策を強力かつ総合的に推進するため、「国土交通省生産性革命本部」が設置された。

これを受けて、中部地方における具体的な施策の展開を推進するため、中部地方整備局内に「中部地方整備局生産性革命本部」（以下、本部という。）を設置する。

2. 本部員

本部の本部員は、以下の通りとする。ただし、本部長は必要があると認められた際には、本部員を追加することができる。

中部地方整備局長〔本部長〕、副局長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、中部技術事務所長、名古屋港湾空港技術調査事務所長

3. 事務局

本部の事務局は、企画部企画課に置き、関係各局等の協力を得て、その事務を処理する。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、本部運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附則

この規則は、平成28年 月 日から施行する。